

## 復興庁入札等監視委員会第4回定例会議議事審議概要

開催日及び場所	平成29年3月15日(水)、復興庁本庁	
委員	阿部 博友 一橋大学大学院法学研究科教授 榎谷 隆夫 公認会計士・税理士 中里 実 東京大学大学院法学政治学研究科教授 【敬称略(五十音順)】	
審議対象期間	平成28年4月1日(金)～平成28年9月30日(金)	
抽出案件	3件	(備考)
(内 訳)		抽出事案審議の他に調達改善に係る取組について報告を行った。
競争入札		
最低価格落札方式	1件	
総合評価方式	1件	
随意契約		
企画競争	1件	
公募	件	
不落・不調	件	
特命(企画競争及び公募を除く)	件	
応札(応募)業者数1者	3件	
委員からの意見・質問、それらに対する回答等	意見・質問	回答等
(契約方式) 競争入札 最低価格落札方式  (契約件名) 平成28年度復興庁における大臣等の記者会見等における反訳業務 応札業者1者案件	業者から徴取した見積りについては、複数業者から徴取しているのか。  数社から参考見積りが提出されているにも関わらず、1者応札だった理由はなぜか。  1者応札とせず、複数に参加できるようにどのような工夫が可能と考えているか。	参考見積りは複数業者から徴取している。  会社によっては、反訳業務だけでなく外国語の翻訳などを行っている会社もあり、時期的に人員配置の問題など契約履行体制がとれなかったと判断されたようである。  対策としては、仕様の条件を緩和した。以前は現物を届ける必要があったことから競争入札参加資格に関東甲信越地域を要件としていたが、現在は大容量のデータの送付が可能となったため、この要件を削除すること、また突発的な状況に対応するための緊急対応条件も実績を勘案し緩和することを考えている。

	地域性に係る参加資格要件の緩和、仕様の要件である時間的制約を緩やかにすることによって、参加できる業者が増えるよう検討いただきたい。	
(契約方式) 競争入札 総合評価落札方式	入札説明会には何社来たのか。	4社が出席した。
(契約件名) 「新しい東北」官民連携推進協議会運営事業	入札説明会の後から提案書の提出まで1週間というのは新規参入者にとっては短すぎるのではないか。実績がある事業者が有利になるのではないか。	公告をした段階で、他の事業者が仕様書を取りに来て、質問もいくつか受けたところである。来年度の事業については、ご指摘のこともあるかと考え、入札説明会から提案書の提出日まで2週間弱を確保した。
応募業者数1者案件	ポータルサイトの運用については、新規事業者にとっては、立ち上げやメンテナンスなど価格が高くなってしまっているのではないか。また、イベントについてもノウハウの蓄積がある事業者が有利になり、新規事業者はハードルが高くなるのではないか。1者応札の解消のためどのような考えをもっているか。	ポータルサイトについては、次年度に前年度と異なる事業者と契約することになった場合、一から立ち上げる必要がないよう必要な引継ぎを行うことで対処している。また、イベント事業は、専門とする事業者が参入しやすくなるよう別に分けて発注することとし、当該事業における新規事業者の参入を促進したいと考えている。
	事業者と被災地の団体とのネットワークの継続が良い方向に働くということがあるならば、数年にわたる契約を検討できないか。	単年度予算の下では、毎年度評価を行い、契約を行っていくものと考えている。
	1者応札を解消するため、入札の説明から入札までの期間を確保することと、仕様の見直し、業務委託範囲の見直しを行うことにより、他の事業者も入り易くすることが改善点である。	
(契約方式) 随意契約 企画競争	予定価格の作成にあたり、どのように見積書を精査したのか。	提案者から提出された見積書の工数や人員などが仕様書と合っているか、費用が過大になっていないか等を検証して予定価格を作成している。
(契約件名) 県外自主避難者支援体制強化事業	予算制度の問題があることは承知しているが、この事業は、毎年事業者が変わる可能性がある単年度契約として適切なものか。	複数年度の契約は、予算において国庫債務負担行為として認められる必要がある。また、毎年度契約することによって、適正に業務を行う牽制効果がある。
応募業者数1者案件		

	<p>1者の提案について原因をどのように考えているか。先行者が有利になるということもあるのではないか。</p> <p>公募から提案書の提出期限をなるべく長い期間を確保することによって、1者でも多く提案書を受け取ることができるように配慮することが今後の対応と考えられる。</p>	<p>当該事業は、今年度から始めたものである。1者の提案しかなかったことについては、技術的に難しい部分を求めているものではないので、事業の準備期間と周知期間という点から、公示期間が若干短かったのではないかと考えている。</p>
<p>委員会による意見等の具申の内容</p>	<p>なし</p>	

※必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。